

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検

1 実施概要

特定個人情報保護評価は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により規定された保護措置の一つであり、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）を保有する者が、漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を講じ、その措置が権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

評価対象の事務において取り扱う人数等に基づく「しきい値判断」により、全項目評価を実施する際は、個人情報保護委員会へ提出する前に評価の適合性・妥当性を客観的に担保することを目的とした第三者点検を受ける必要がある。

2 経緯

令和8年1月から市民税・県民税（個人住民税）に係る電子申告が始まることに伴い、当該申告において、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）を取り扱う必要があるため。

3 第三者点検を行う特定個人情報保護評価書

前橋市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が実施する第三者点検における対象の特定個人情報保護評価書（以下「本件評価書」という。）は以下のとおりである。

＜対象の特定個人情報保護評価書＞

- ・ 地方税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書（案）

4 特定個人情報評価書に係る第三者点検の内容

審査会では、特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、次のとおり審査を行う。

(1) 本件評価書の事務の概要

- ・ 地方税の賦課徴収等に関する事務

ア 事務の内容

地方税の規定に従い、地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務で取り扱う。

イ 特定個人情報ファイルの名称

個人市民税ファイル、固定資産税及び都市計画税ファイル、軽自動車税ファイル、事業所税ファイル、国民健康保険税ファイル、収納・滞納管理ファイル、電子申告ファイル、国税連携ファイル

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う主な理由

公平公正な賦課決定を行うにあたって、課税対象者等の所得情報、各種控除に係

る情報及び資格情報等を正確に把握する必要がある。

収納情報の管理及び滞納情報の管理を行うにあたって、各個人の収納状況、滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握する必要がある。

(2) 適合性について

以下のとおり、指針に定められた実施手続等に適合しているかを審査する。

ア しきい値判断について

本件評価書の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象となる本人の数が30万人以上であるため、全項目評価が必須となる。

イ 実施主体について

本件評価書の事務の実施主体である前橋市長が評価を実施している。

ウ 評価書の公表について

評価書を公表することにより、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないとして、本件評価書の内容は全て公表することとしている。

エ 実施時期について

令和7年9月から団体連動試験を開始する予定であることから、それまでに評価書の再実施が必須となる。

オ 市民等からの意見聴取について

令和7年6月9日から7月8日までの間、市民等からの意見聴取を実施した結果、本件評価書に対する意見は44件あった。

意見の内容及び本市の考え方は、「特定個人情報保護評価書（地方税の賦課徴収等に関する事務）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施結果」のとおり。

カ 本件評価書の記載内容について

各事務の実態に基づき、評価書様式で求められている全ての項目について検討し、記載している。

(3) 妥当性について

今回の再評価を行う主な変更箇所は、住民税申告の電子化に伴う市民が作成した電子申告データにマイナンバーや電子証明の情報を付与して、本市に当該データを送付する「マイナポータル申請管理」と呼ばれるシステムについての運用方法や環境構築状況に関する部分となる。

本評価書の重要な変更該当する項目は、「【別紙】特定個人情報保護評価書の修正一覧」のとおり。